

令和4年第4回長南町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年12月7日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について(委員長報告)
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第 1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについて
- 日程第13 議案第 9号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第14 議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第15 議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第17 議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	9番	板倉正勝君
10番	加藤喜男君	11番	丸島なか君

12番 和田 和夫 君 13番 松崎 剛忠 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平野 貞夫 君	副町長	佐久間 静夫 君
教 育 長	糸井 仁志 君	総務課長	仁茂田 宏子 君
企画政策課長	河野 勉 君	企画政策課主幹	田中 英司 君
財 政 課 長	江澤 卓哉 君	税務住民課長	高德 一博 君
福 祉 課 長	長谷 英樹 君	健康保険課長	金坂 美智子 君
産業振興課長	石川 和良 君	農地保全課長	三上 達也 君
建設環境課長	唐鎌 伸康 君	ガス課長	今関 裕司 君
学校教育課長	三十尾 成弘 君	学校教育課主幹	徳永 哲生 君
生涯学習課長	風間 俊人 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	今井 隆幸	書 記	山本 裕喜
-------	-------	-----	-------

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

開会に先立ち、町長から挨拶がございませう。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） おはようございませう。

本日は、令和4年第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、季節柄公私共にご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、今冬においては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されていますが、本町では、オミクロン株対応ワクチン医療機関での個別接種のほか、60歳以上の希望される方に11月末から町内の2医療機関にご協力をいただき、町農村環境改善センターで集団接種を実施しています。

今後、医療機関へ多くの発熱患者が生じる可能性があることから、検査や受診者の集中の緩和対策として、県によるPCR等検査無料化事業の継続や、抗原定性検査キット配布事業の再開、また抗原定性検査キットによる自己検査への誘導強化の周知を徹底していただくよう、先月24日に長生郡市7市町村長連名で知事に要望書を提出いたしました。

その要望を受けて、県ではオンライン診療体制を新たに整備し、抗原定性キットの配布を12月5日から再開するなど、外来医療体制等の強化、拡充を図っています。

新庁舎建設については、11月末現在の進捗状況は81.7%で、受変電設備の部品調達が世界情勢によって時間を要したことで、当初の予定より約1.5%の遅れが生じております。現在は、外部のタイル張りが終了し、内部では内装や電気工事を施工しており、令和5年1月末の完成に向けて建設工事は進んでおります。

本定例会でございますが、条例議案7件、補正予算3件、計画変更1件、工事請負契約の変更契約の締結1件、損害賠償額の決定及び和解1件の13件を提案させていただいております。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから令和4年第4回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松野唱平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 宮崎裕一君

13番 松崎剛忠君

を指名します。

◎会期日程等の議会運営について

○議長（松野唱平君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

板倉議会運営委員長。

〔議会運営委員長 板倉正勝君登壇〕

○議会運営委員長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月28日に委員会を開催し、令和4年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。本定例会に付議される事件は、条例の一部改正6件、条例の制定1件、第5次総合計画における前期基本計画の変更1件、工事請負契約の変更契約1件、補正予算3件、損害賠償額の決定及び和解1件の計13議案が議題とされます。

当委員会としては、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日から13日までの7日間とすることに決定をいたしました。

また、一般質問は5人の議員が行うこととなっております。質問順位1番から5番までの全てを8日に行うことといたしました。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました令和4年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりです。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。以上です。

○議長（松野唱平君） これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

◎会期の決定

○議長（松野唱平君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日7日から13日までの7日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日7日から13日までの7日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から議案13件の送付があり、これを受理しましたので報告します。なお、受理した議案等についてはお手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、議長等が出席した主な会議報告はお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会について、本件については、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の御園生君から報告させます。

報告を求めます。

御園生長生郡市広域市町村圏組合議会議員。

〔長生郡市広域市町村圏組合議会議員 御園生 明君登壇〕

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（御園生 明君） 長生郡市広域市町村圏組合の議会の報告をいたします。

令和4年第3回定例会が11月25日に開催されました。

開会后、議長の選挙が行われ、長柄町の古坂議長が選出され、議長となりました。

続いて、一宮町の選挙に伴い広域議員の変更があったので、常任委員会委員に鶴沢議員、議会運営委員会委員に袴田議員を選出いたしました。

次に、長生郡市広域市町村圏組合令和3年度各会計決算の総括審議を行い、決算認定につきましては、8月25日、第2回定例会において決算特別委員会が設置され、その審査を付託され、委員長に私、副委員長に向後委員が選任され、9月27日に審査を行い、付託された認定案4件について、総括副管理者及び関係職員の出席を求め、関係資料を基に審査を行い、第3回定例会に報告し、認定案4件全て全員の賛成により認定されました。

各会計の詳細につきましては、配付いたしました令和3年度長生郡市広域市町村圏組合決算の概要のとおりでありますので、後ほどご覧いただき、決算の報告といたします。

続いて、一般会計補正予算、水道事業会計補正予算、病院会計補正予算、条例の制定1件、条例の改正3件、監査委員の選任は、長柄町の古坂議員から睦沢町の田邊議員になり、全ての議案が可決されました。

最後に、長生病院の経営に関する調査研究特別委員会の中間報告があり、閉会となりました。

以上、第3回長生郡市広域市町村圏組合議会の報告とさせていただきます。

○議長（松野唱平君） これで、長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告は終わりました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第1号～議案第13号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第5、議案第1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平野町長。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から議案第13号までの議案について、一括して提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国家公務員の措置に準じて職員の定年を60歳から65歳に引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、本案は地方公務員の定年の引上げに伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は行政組織を再編し、住民に分かりやすく行政組織の効率化を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案はコンビニエンスストアなどでマイナンバーカードを使用した印鑑証明書交付サービスの開始に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は若者の定住事業として住宅取得に対する奨励金を交付しておりますが、現在、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、過疎地の指定も受けていることから、若者定住に3世代同居を加えることで、さらなる定住人口の増加や高齢者問題の解決の一助とするため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は国の物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に伴い電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金制度が設けられたことから、ガス小売料金への支援が受けられるよう条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについてでございますが、本案は町の最上位計画となる令和3年度から令和12年度の10か年を期間とする長南町第5次総合計画について、新たな事業を追加する必要性が生じたことから、計画の変更をしようとするものでございます。

次に、議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結についてでございますが、本案は長南町役場庁舎建設工事に追加工事が生じたことから、契約の変更をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、本補正予算は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染防止対策事業及び物価高騰対策支援事業に要する経費の追加のほか、5回目のコロナワクチン接種事業費、値上げにより不足する電気料金、新庁舎建設に伴うシステム移設委託料の追加などで歳入歳出それぞれに8,776万9,000円を追加し、予算の総額を59億1,432万1,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、

本補正予算は電気料金の高騰により予算に不足が生じたことから、歳入歳出それぞれに32万6,000円を追加し、予算の総額を7,033万6,000円にしようとするものでございます。

次に、議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、本補正予算は電気料金の高騰により予算に不足が生じたため、歳入歳出にそれぞれ630万1,000円を追加し、予算の総額を2億4,578万9,000円にしようとするものでございます。

最後に、議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについてでございますが、本案は豊原地先での町道上の事故に対し、過失割合による損害賠償額を決定し、和解をすることについて議会の議決を求めようとするものでございます。

以上、議案第1号から議案第13号までの提案理由を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、提案理由の説明は終わりました。

議案第1号から議案第4号までの内容の説明を求めます。

仁茂田総務課長。

〔総務課長 仁茂田宏子君登壇〕

○総務課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第1号から議案第4号までにつきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書1ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書2ページ、また参考資料1ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、令和3年に国家公務員法が改正され、令和5年度から国家公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることとなりました。

この制度改正は、少子高齢化が進み生産年齢人口が減少する我が国において、高度化及び複雑化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限に活用しつつ、次の世代にその知識や技術、経験などを継承していくことが求められ、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るための諸制度が設けられたところでございます。

これを受けまして、令和3年6月に地方公務員法の一部改正が行われ、地方公務員の定年につきましても国家公務員と同様に、令和5年度から令和13年度にかけて段階的に60歳から65歳まで定年が引き上げられることとなり、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容といたしましては、議案書2ページ、また参考資料4ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

今回の定年制度に当たり、目次を設けさせていただきます。第2章、定年制度、第3条、職員の定年の年齢につきましては、「60年」を「65年」に改めさせていただきます。

議案書3ページ中段、また参考資料6ページを併せてご覧いただきまして、第3章、管理監督職勤務上限年

齢制、第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職とは、管理職手当の支給を受ける職員の職とするものでございます。

第7条、管理監督職勤務上限年齢は60年とするものでございます。

第8条、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準では、第1号では人事評価の結果などを考慮し、職務の適正を判断して降任等を行う規定でございます。

4ページの第2号では、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行う規定でございます。

第3号では、役職定年により、降任等となる職員と上位職職員の降任等を同じ時期で他の職への降任等を行う場合には、第1号の基準を考慮し、やむを得ないと認められる場合以外、同じ職制上の段階または下位の職制上の段階に降任等を行う規定でございます。

この第6条から第8条までのことから、60歳に達した翌年度から管理監督職から降任することになるため、職務の級は7級及び6級の職員の場合は、5級あるいはそれよりも下の級となることとなります。

第9条、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例では、第1項といたしまして、職務の高度の知識や技能、経験を必要とし、公務の運営に著しい支障が生じる場合などは、1年を超えない期間内で管理監督職の勤務ができるものでございます。

第2項では、引き続き公務の運営に著しい支障が生じる場合は、最長3年延長ができるものでございます。

5ページの第3項及び第4項では、特定管理監督職群の場合は最長5年延長ができるものでございます。

6ページの第12条、定年前再任用短時間勤務職員の任用では、60歳以降で定年に達する前に退職した者を勤務実績などにより短時間勤務の職に採用ができるものでございます。

この定年前再任用短時間勤務職員の任用では、定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる制度となっております。

附則第3項、定年に関する経過措置でございますが、参考資料の3ページにお戻りいただきまして、地方公務員の定年引上げのイメージ図でご説明いたしますと、生年月日の欄で黒表示となっております昭和38年4月2日から昭和39年4月1日生まれの場合は定年が61歳となり、昭和39年4月2日から昭和40年4月1日生まれの場合は定年が62歳、昭和40年4月2日から昭和41年4月1日生まれの場合は定年が63歳、昭和41年4月2日から昭和42年4月1日生まれの場合は定年が64歳、昭和42年4月2日以降の生まれの方は定年が65歳となるものでございます。

議案書7ページになりますが、第4項、情報の提供及び勤務の意思の確認では、任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する前年度に任用や給与制度に関する情報提供を行い、職員の勤務の意思を確認するように努めることとするものでございます。

附則第1条、施行期日は令和5年4月1日でございます。

議案書8ページになります。

第3条、定年退職者等の再任用に関する経過措置では、現行の再任用制度は令和5年4月1日をもって廃止されますが、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることを踏まえ、雇用と年金の連携を図ると

もに、長年培ってきた能力や経験を発揮できるように、経過措置として定年が段階的に65歳まで引き上げられる間、勤務時間や給与の仕組みなどが現行の再任用制度と同様の暫定的な再任用制度が設けられることとなるものでございます。

その他の条項につきましては、制度改正に伴います経過措置等を規定するものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号でございます。

お手元の議案書14ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書15ページ、また参考資料20ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、令和3年6月の地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年の引上げに伴い、関係する条例について一括して条例の一部を改正させていただくものでございます。

次に、改正の内容でございますが、議案書15ページの第1条関係では、長南町一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めさせていただき、また第6条の2、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額では、18ページの表がございまして、基準給料月額に勤務時間で除して、その得た数を乗じて得た額を給料月額とするものでございます。

16ページにお戻りいただきまして、附則第30項では、当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とするものでございます。

第32項では、17ページになりますが、他の職への降任等をされた職員で、先ほどの第30項の規定により、給料月額が7割に達しない場合には差額を支給するものでございます。

19ページ以降の第2条関係から第7条関係の一部改正では、引用条文などの整理をさせていただくものでございまして、第8条関係の長南町職員の再任用に関する条例の廃止につきましては、先ほどの議案第1号の長南町職員の定年等に関する条例の一部改正などに伴い廃止をさせていただくものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第2号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号でございます。

お手元の議案書23ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第3号 長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町議会議員及び長南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書24ページ、また参考資料45ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月に公布され、最近における物価の変動などを踏まえ、選挙における選挙運動に伴う自動車借入れ代や燃料費などの選挙に係る公費負担限度額が引き上げられたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続、第1項第2号アの選挙運動用自動車の借入れ公費負担限度額につきましては、1万5,800円を1万6,100円に改め、この選挙運動用自動車の燃料代の公費負担限度額につきましては、7,560円を7,700円に改めるものでございます。

第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価につきましては、7円51銭を7円73銭に改めるものでございます。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続では、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価につきましては、525円6銭を541円31銭に改め、加算額では31万500円を31万6,250円に改めるものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第3号の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号でございます。

お手元の議案書25ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 長南町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては、議案書26ページ、また参考資料49ページを併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、改正の趣旨でございますが、行政運営が多様化し、また専門化する中で行政組織を再編し、住民にとって分かりやすい組織にし、行政事務の効率化を図るために本条例の一部を改正するものでございます。

次に、改正の内容につきましては、参考資料50ページも併せてご覧いただきたいと存じます。

第1条、課の設置でございますが、現行の第2号の企画政策課及び第3号の財政課を統合し、改正案では第2号として企画財政課に改め、所掌事務の一元化を図るものでございます。

現行の第8号の農地保全課の所掌事務における農地全般に係る業務を産業振興課へ移管し、農地保全課を廃止させていただくものでございます。

現行の第9号の建設環境課を、改正案では第6号生活環境課と第8号建設課へ分化し、それぞれの業務の専門化を図るものでございまして、新設の生活環境課では環境全般に関わる業務や有害鳥獣に係る業務などを行うものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日でございます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第4号の内容の説明とさせていただきます。

議案第1号から議案第4号までにつきまして、ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第1号から議案第4号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第5号の内容の説明を求めます。

高德税務住民課長。

〔税務住民課長 高德一博君登壇〕

○税務住民課長（高德一博君） それでは、議案第5号の内容につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書27ページをご覧ください。

議案第5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

次の28ページをご覧ください。

併せまして、参考資料の51ページをご覧ください。

初めに、改正の趣旨でございますが、マイナンバーカードを利用することによりまして、コンビニエンスストア等で印鑑証明書の取得ができるようにするため、本条例の一部を改正させていただくものです。

現在、この印鑑証明書と併せ、住所証明書の謄本、抄本と課税所得証明書の発行を行うため、システムの改修作業を進めさせていただいております。

次に、改正の内容でございますが、第15条、印鑑登録証明の申請に第2項として、全項の規定にかかわらず、印鑑登録を受けている者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、こちらはマイナンバーカードになりますが、マイナンバーカードを利用することにより、多機能端末機で印鑑証明書の交付を受けることができるという規定を加えさせていただくものです。

なお、改正本文には、法令番号、多機能端末機の説明を括弧書きで記載をさせていただいております。

施行期日は、公布の日からとさせていただきます。

参考資料の52ページは新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上、雑駁な説明ではございますが、議案第5号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第5号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第6号の内容の説明を求めます。

河野企画政策課長。

〔企画政策課長 河野 勉君登壇〕

○企画政策課長（河野 勉君） それでは、議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書29ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料を中心に説明をさせていただきます。

議案書の30ページ及び参考資料の53ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料1の改正の趣旨でございますが、若者の定住事業については、住宅取得に対する奨励金を交付することで人口増加や人口流出の抑制を図っておりますが、現在、高齢者のみの世帯も増加傾向となっております。

町では、過疎地域指定も受けていることから、若者定住に3世代同居を加えることで、さらなる定住人口の増加や高齢者問題を解決する一助とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、題名に「及び三世帯同居」を追加いたします。

続いて、2点目として、第1条の目的に「及び高齢者のみの世帯の抑制」を追加し、第2条の定義、第3号及び第5条中の字句の整理といたしまして、「記載」を「記録」に改めまして、次の3号を追加いたします。

まず、第8号としまして、「子とは親の1親等の卑属又はその配偶者をいう。」、第9号としまして、孫として、「孫とは子の1親等の卑属で、奨励金の交付を申請する日に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（出生予定の者を含む。）をいう。」、続いて、第10号といたしまして、同居として、「同居とは親、子及び孫が町内の同一の住宅に居住することをいう。」を追加いたします。

続いて、第5条第2項に次の1号を追加いたします。

第4号としまして、奨励金の交付申請時において、同居する親がいる場合、1人につき10万円を追加をさせていただきます。

次に、施行の日は、令和5年4月1日からとし、改正後の長南町若者定住及び三世帯同居促進条例の規定は、令和5年度以降の奨励金について適用し、令和4年度分の奨励金につきましては、なお従前の例によるものとさせていただきます。

また、55ページ以降は新旧対照表となりますので、後ほどご覧ください。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 長南町若者定住促進条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第6号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第7号の内容の説明を求めます。

今関ガス課長。

〔ガス課長 今関裕司君登壇〕

○ガス課長（今関裕司君） それでは、議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、参考資料を中心に説明させていただきます。

参考資料の57ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の趣旨でございますが、エネルギー価格の高騰により電気、都市ガス料金は来年春以降もさらに上昇する可能性があり、家庭や企業等の負担増加が見込まれます。

この状況に対応するため、政府が11月8日に閣議決定いたしました令和4年度第2次補正予算による物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に伴い、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金制度が設けられました。

長南ガスも補助金制度の対象となることから、ガス小売料金への支援が受けられるよう、特別供給条件を改正する必要が生じたため、長南町ガス供給条例の一部を改正するものであります。

58ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、長南町ガス供給条例第27条第1項、現行ではアンダーラインが引いてあります「特別の事情がある場合において、関東経済産業局長の許可を受けたときは」を改正案の「災害その他特別の事情がある場合において、ガス小売事業にあつては町長が必要と認めたととき、一般ガス導管事業についてはガス事業法第48条第3項ただし書の認可を受けたときは」に改正し、これに伴いまして関連する同条第2項を削除するものであります。

施行期日は、令和5年1月1日から適用させていただきます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議案第7号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第7号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前10時15分からを予定しております。

(午前 9時57分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長（松野唱平君） 議案第8号の内容の説明を求めます。

河野企画政策課長。

[企画政策課長 河野 勉君登壇]

○企画政策課長（河野 勉君） それでは、議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することにつきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書33ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することについて。

長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成28年長南町条例第4号）第2条第1項第1号の規定により、前期基本計画の内容を一部変更する必要が生じたため、長南町第5次総合計画における前期基本計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書及び参考資料並びに別添の変更箇所抜粋を中心に説明をさせていただきます。

議案書の34ページ及び参考資料の59ページをお開きいただきたいと思います。

参考資料1の変更の趣旨でございますが、最上位計画となります長南町第5次総合計画における前期基本計画に新たな事業を追加するため、長南町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1項第1号の規定に基づきまして計画の変更を行うものです。

今回、農産物直売所の建設計画を実施していくための計画変更となるわけですが、その経緯をご説明いたしますと、今まで町として民間事業者からのスーパーマーケットの提案を待っていたわけですが、実際問題、企業側から、この人口減少している町に対して、その提案をいつまでも待っていても、なかなかいい提案は来ない現状がございました。そのため、スーパーの企業誘致は断念をし、町として直売所の建設を検討していくことで、地場産業の育成と地域住民の生活の安定性の確保を目標としてございます。

その際、農産物直売所の建設計画を検討していくため及び農振除外や農地転用に関する手続の簡素化を図るために、町の最上位計画である第5次総合計画を変更するものです。

次に、2の変更の内容でございますが、併せて変更箇所抜粋の6ページ目をご覧くださいと存じます。

6ページ目に書かれております基本方針の下から3行目のアンダーラインになります。「安定した農業所得の確保に向けて農産物直売所の活用や」を加えさせていただきます。

続けて、変更箇所抜粋、右側7ページをご覧ください。

7ページの一番上の上段、主要施策2、農産物の魅力向上と情報発信の枠中に、新たにアンダーラインで示してありますとおり、「農産物直売所の開設」を加えさせていただきます。

また、議案書34ページには、参考資料等で説明をさせていただきました長南町第5次総合計画における前期基本計画の変更内容となりますので、後ほどご覧ください。

なお、11月28日開催の第2回町づくり委員会におきまして、第5次総合計画における前期基本計画を変更することについて説明をさせていただき、計画自体に盛り込むことについては、ご承認をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第8号 長南町第5次総合計画における前期基本計画を変更することにつきましての説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第8号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第9号から議案第10号までの内容の説明を求めます。

江澤財政課長。

〔財政課長 江澤卓哉君登壇〕

○財政課長（江澤卓哉君） それでは、議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結について、内容の説明を申し上げます。

議案書35ページをお開き願います。

議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

1の工事名につきましては、長南町役場庁舎建設工事となります。本工事については、令和3年12月13日に議会の議決を経て、長南町役場庁舎建設工事請負契約を締結いたしましたが、追加工事等の変更が生じたため、2の契約金額のとおり、変更前の契約金額10億6,784万7,000円から変更後の契約金額10億9,232万8,600円に契約金額の変更をする契約を締結したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

追加工事等の内容につきましては、参考資料の60ページをお開き願います。

変更理由書として、No. 1からNo. 9に変更内容を掲載させていただきました。

変更金額が大きいものとしては、No. 5の各階の電源（コンセント）及びLAN配線の追加611万7,000円及びNo. 8の屋外の埋蔵物調査及び地中障害物撤去の追加543万6,000円などが挙げられます。合計欄の金額のとおり、変更による増額は2,448万1,600円となります。

議案書の35ページにお戻りください。

3の契約の相手方ですが、当初の契約から変更事項はなく、大成・笹原特定建設工事共同企業体となります。共同企業体の代表者は、千葉県千葉市中央区新町1000番地、大成建設株式会社千葉支店執行役員支店長、山浦真幸でございます。

構成員は、千葉県市原市ちはら台西2丁目8番2、株式会社笹原工務店代表取締役、笹原孝志でございます。

本案に係る変更規約については、11月30日付で仮契約を締結しており、この議会の議決をいただいた後、本契約とさせていただきます。

以上で議案第9号 工事請負契約の変更契約の締結について、内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）の内容の説明を申し上げます。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度長南町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8,776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,432万1,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

事項としては、給食所調理業務委託料となります。

令和5年4月から給食所調理業務については委託を行うことで進めており、契約に向けた執行期間の確保及び複数年度での契約期間を予定していることから、債務負担行為を追加し、設定するものでございます。期間は令和5年度から令和7年度で、限度額は9,504万円でございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきますが、今回の補正予算につきましては、11月30日に開催された議会全員協議会でご説明させていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業を計上させていただきました。

また、値上げにより不足する電気料金についても該当する各目に計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

10ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。

1項総務管理費、2目文書広報費では、12節委託料で広報ちょうなんをはじめとする広報紙などの紙媒体を効率的に保存するため、PDFデータ作成の委託料49万5,000円を追加するものでございます。

5目財産管理費では、10節需用費で庁舎関係で不足する電気料364万5,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費で、感染症対策用備品購入費として、新庁舎をはじめとする公共施設等に空気清浄機A i r d o gを購入するため、657万8,000円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、以降、地方創生臨時交付金と申し上げます——を657万8,000円充てさせていただくものでございます。

10目無線共聴施設管理事業費及び11目有線共聴施設管理事業費では、10節需用費で地デジ共聴施設に係る不足する電気料7万円及び5万円の追加をお願いするものでございます。

13目庁舎建設事業費では、11節役務費で新庁舎建設に伴い、現庁舎浄化槽の汚泥抜き取り清掃を行う費用として手数料62万7,000円を追加し、12節委託料で新庁舎への移転に伴う回線移設業務委託料378万9,000円及びシステム移設業務委託料1,451万円の計1,829万9,000円を追加し、14節工事請負費で既定予算で不要となったシステム移設工事651万円を減額するものでございます。特定財源につきましては、その他として公共施設等整備基金繰入金1,241万6,000円を充てさせていただくものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍法改正に伴い、12節委託料で戸籍システム改修委託料413万6,000円及び17節備品購入費で戸籍システム用機器購入費47万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金、社会保障・税番号システム整備費補助金（戸籍システム法務省分）を461万3,000円充てさせていただくものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、11ページとなりますが、1目社会福祉総務費、1節報酬で国が実施する生活のしづらさなどに関する調査、全国在宅障害児・者等実態調査に伴う調査員報酬5万1,000円を追加するものです。特定財源につきましては、県支出金、生活のしづらさなどに関する調査委託金5万1,000円を充てさせていただくものです。

18節負担金補助及び交付金では、物価高騰対策を支援するため、障害者福祉施設物価高騰対策支援給付金30万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金30万円を充てさせていただくものです。

2目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金で、物価高騰対策を支援するため、介護老人福祉施設等物価高騰対策支援給付金260万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金260万円を充てさせていただくものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、12節委託料でコロナ感染防止対策などのため、児童クラブ入退出管理システム導入委託料120万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金120万円を充てさせていただくものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、18節負担金補助及び交付金で、町内の医療機関等に対する物価高騰対策を支援するため、物価高騰対策支援金100万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金100万円を充てさせていただくものです。

2目予防費では、5回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用として、7節報償費で集団接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種報償133万2,000円を追加し、10節需用費で消耗品費10万円及び印刷製本費27万4,000円の計37万4,000円を追加し、11節役務費で郵便料84万円を追加し、12節委託料で個別接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,052万円、12ページになりますが、新型コロナウイルスワクチン移送委託料30万円及び予約サポート業務委託料100万円の計1,182万円の追加をお願いするものでございます。

11ページに戻りますが、特定財源につきましては、国庫支出金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,185万2,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金251万3,000円の計1,436万5,000円を充てさせていただくものでございます。

再び、12ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、有害鳥獣の捕獲数の増に伴い、1節報酬で隊員の増員により鳥獣被害防止対策実施隊報酬100万円を追加し、7節報償費で有害鳥獣駆除報奨金104万円を追加するものです。特定財源につきましては、県支出金、野生獣管理事業補助金81万円を充てさせていただくものです。

10節需用費、11節役務費及び18節負担金補助及び交付金で、農業者への価格高騰対策支援として実施する農業者経営継続支援事業に要する経費として、印刷製本費2万4,000円、郵便料15万円、口座振込手数料12万6,000円、農業者経営継続事業補助金1,440万円の計1,470万円の追加をお願いするものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金1,470万円を充てさせていただくものです。

4目農村総合整備費では、27節繰出金で農業集落排水の3地区の処理場及び中継ポンプに係る電気料の不足が見込まれる中、農業集落排水事業特別会計の歳出財源として630万1,000円の繰出金の追加をお願いするものでございます。

5目畜産業費では、18節負担金補助及び交付金で畜産農家に対する物価高騰対策を支援するため、畜産農家経営継続支援補助金376万5,000円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金376万5,000円を充てさせていただくものです。

6目ほ場整備費では、18節負担金補助及び交付金で、国の補正予算による事業執行に伴う経費として、県営

長南東部地区土地改良事業県負担金559万2,000円の追加をお願いするものです。

13ページをお願いいたします。

7目農村環境改善センター費では、10節需用費で不足する燃料費（ガス）33万6,000円及び電気料100万円の計133万6,000円の追加をお願いするものです。

2項林業費、1目林業振興費では、佐坪地先で令和元年災に係る県治山工事実施に伴い、崩落土砂防護対策工事として、応急対策していた資材の撤去に係る費用38万円の追加をお願いするものです。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木管理費では10節需用費で不足する街路灯の電気料75万円を追加するものです。

2項道路橋梁費、2目道路維持費では、15節原材料費で砕石、山砂などの不足する補修用資材10万1,000円の追加をお願いするものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、18節負担金補助及び交付金で物価高騰対策を支援するため、私立の学校教育施設、長生学園幼稚園に物価高騰対策支援補助金30万円を追加するものです。特定財源につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金30万円を充てさせていただくものです。

3項中学校費、1目学校管理費では、10節需用費で、門柱、セイモンシキバナの修理により不足する修繕料107万7,000円及び電気料318万円の計425万7,000円を追加するものでございます。

5項保健体育費、2目給食施設費では、10節需要費で不足する電気料86万2,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、一般財源所要額として、今年度決定分の普通交付税における留保額から2,507万1,000円を追加するものでございます。

15款国庫支出金、16款県支出金及び19款繰入金につきましては、歳出においてご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

また、14ページをご覧ください。

こちらには、鳥獣被害防止対策自治体報酬の補正に伴う特別職の給与費明細書を掲載してございます。

15ページには、給食所調理業務委託料に係る債務負担行為の調書が掲載されておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で議案第10号 令和4年度長南町一般会計補正予算（第5号）についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第9号から議案第10号までの内容の説明は終わりました。

次に、議案第11号の内容の説明を求めます。

唐鎌建設環境課長。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第

2号)の内容につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)。

令和4年度長南町の笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,033万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正予算後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、事項別明細書により歳入から説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金では、前年度繰越金といたしまして、32万6,000円の追加をお願いするものです。

歳入の総額といたしましては、7,033万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

1款1項1目霊園管理費では、燃料価格の高騰や円安などの影響から電気料の値上がりがありまして、光熱水費が不足することから10節需用費に32万6,000円の追加をお願いするものです。歳出総額といたしましては、7,033万6,000円とするものです。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、議案第11号 令和4年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(松野唱平君) これで、議案第11号の内容の説明は終わりました。

次に、議案第12号から議案第13号までの内容の説明を求めます。

石川産業振興課長。

[産業振興課長 石川和良君登壇]

○産業振興課長(石川和良君) それでは、初めに議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別冊の令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)。

令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,578万9,000円とする。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

2ページをお願いいたします。

この2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正となります。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明をさせていただきますので、7ページをお開きください。

2款1項1目施設管理費、10節需用費、電気料630万1,000円の追加をさせていただくものでございます。

この内容は、昨今の原油価格等の急激な高騰の影響により、農集処理施設に係る電気料金に不足が見込まれることから費用の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

この電気料の財源に充てるため、3款1項1目1節一般会計繰入金630万1,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについての内容につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案書36ページをお願いいたします。

議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについて。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償額を決定し、和解することについて、議会の議決を求める。

令和4年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

まず、初めに1の和解の相手方でございますが、XXXXXXXXXX、氏名はXXXXXXXXXXでございます。

次に、2の事故の概要でございますが、令和4年度のゴールデンウィーク最後の5月8日曜日午後1時頃、相手方が町道大井葛田線葛田集会所より、坂本寄りの200メートルを走行中、町道に占用物件として埋設した農業集落排水のマンホールと舗装との段差が生じており、その段差に乗り上げた際に軽自動車左前輪のホイールを破損したものでございます。

続いて、3の損害賠償額でございますが、本件事故に関する損害賠償金を2万4,656円とし、過失相殺の適用については、類似の事例などから、町側50対相手側50として損害賠償額1万2,328円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第12号 令和4年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）及び議案第13号 損害賠償額の決定及び和解することについての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第12号から議案第13号までの内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした議案第1号から議案第13号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。日程第5、議案第1号から日程第17、議案第13号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第1号から日程第17、議案第13号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日の8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでございました。

(午前10時51分)